

ジャン・モネ研究センター第 85 回慶應大学 EU 研究会報告 (2016 年 9 月 24 日)

「EU 域内における会社の移動性——その現状と展望」

岡山商科大学法学部准教授 新津和典

本報告は、2016 年 6 月 14 日欧州議会法務委員会 (Rechtsausschuss) にて開催された「ヨーロッパ会社法に関する研究会」(Workshop on the Future of European Company Law) において Jessica Schmidt 教授 (Bayreuth 大学) により報告された委託研究「越境合併・分割・本拠地移転——立法の必要はあるのか?」を取り上げて、ヨーロッパにおける会社の移動に関する法的な枠組みの現状を整理するものである。J.Schmidt 教授の同研究は、現行の越境合併指令を改正・拡大して、越境合併だけでなく越境会社分割、および、越境本拠地移転 (越境組織変更) をも規整するものとし、また同時に、資本会社だけでなく人的会社も含めた AEUV54 条上のすべての法主体をその対象とした、新たな単発の「越境移動指令」(cross-border mobility directive) の創設を提案するものであり、これら越境組織再編に関する法制度を整備し域内における会社の移動性を確保することは、現在、ヨーロッパ会社法における重要な課題の一つであると言える。

越境組織再編には、①越境合併、②越境会社分割、③越境組織変更 (定款上の本拠地移転) がある。①越境合併については、資本会社に関してのみ、2005 年資本会社の越境合併に関する指令 (第 10 指令) として EU 法上に明文の規定がある。他方で、人的会社については EU 法上に明文の規定がない。しかし、人的会社に関する越境合併も、AEUV49 条・54 条の開業の自由によって保護されると解釈するのが絶対的な通説・判例 (2005 年 Sevic 判決) である。②越境会社分割については、いっさい EU 法上の明文の規定がない。しかし、越境会社分割も開業の自由に含まれ、越境会社分割の許容性は AEUV49 条・54 条から直接導き出されると解釈するのが学説の多数説・判例 (上記 2005 年 Sevic 判決) である。③越境組織変更については、ヨーロッパ会社 (SE) 等の超国家的法形態は別段 (ヨーロッパ会社 (SE 規則 8 条)、ヨーロッパ協同組合 (SCE 規則 7 条)、ヨーロッパ経済利益団体 (EWIV 規則 13 条))、いまだ内国会社法形態に関してヨーロッパレベルでこれを規整する明文の規定がないものの、今日では欧州司法裁判所の判例 (2008 年 Cartesio 判決、および、2012 年 Vale 判決) によって一定の法的枠組みが与えられている。そして実際にも、上記判例が示した基準に基づいて現在に至るまで越境組織変更がなされている。

そもそもヨーロッパにおいて、会社がその域内を自由に移動できるべきだとされた契機は、経営管理地移転の自由についてであった。すなわち、欧州司法裁判所判例において「ヨーロッパ法上の設立準拠法主義」(europarechtliche Gründungstheorie)、または、「出身国原理」(Herkunftslandsprinzip) の採用が、経営管理地移転の転入に関する判例において確立した (1999 年 Centros 判決、2002 年 Überseering 判決、2003 年 Inspire Art 判決)。ところが、その転出については開業の自由によって一般的には保護されないと解釈するのが欧州司法裁判所の立場である (2008 年 Cartesio 判決、および、2012 年 Vale 判決)。

本報告に対し、多くの方からご意見・ご質問を頂戴した。実際になされている合併等の越境組織再編には具体的にどのような背景があるのか、租税と会社の移動との関係はどうなっているのかといったご質問や、研究会終了後には、最新の判例による法的枠組みについては実務の視点から高い関心があるといったご意見も頂戴した。いずれも今後の研究への示唆に富むものばかりである。ここに記して謝意を表すものである。

以上